肥料価格高騰緊急支援事業実施要領

（制定）令和８年11月５日８農技第554号農政部長通知

（趣旨）

第１条　この要領は、国際情勢や円安の進行等に伴う肥料価格高騰の影響を受けている県内農業経営体の肥料購入費に対して、知事が予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号）及び肥料価格高騰緊急支援補助金交付要綱（令和８年11月５日付け８農技第553号農政部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)みどり認定　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条及び第21条に基づく認定

(2)みどり認定者等　長野県内に事業所を置き農業を営んでいる者のうち、交付要綱第３(1)の区分に該当する者

（事業実施期間）

第３条　本事業の実施期間は、令和８年10月15日から令和９年３月31日までとする。

（補助金申請期間）

第４条　本事業の申請期間は、別に定める。

（申請者の採択方法）

第５条　知事は、補助金の交付申請額の総額が予算額を超える場合は、次に掲げる方法により採択者を決定する。

(1)認定新規就農者を優先して採択する。

(2)前号に掲げる者以外の者について、別表に定める採択基準により評価を行い、評価点の合計が高い者から予算の範囲内で採択する。

附　則

この要領は、令和８年11月５日から施行する。

（別表）

<table>
<tr><th>項目</th><th>評価基準</th><th colspan="2">評価点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">申請者区分</td><td rowspan="5">環境負荷低減農業の
取組状況※</td><td>① 有機 JAS 認証取得者</td><td rowspan="3">3</td></tr>
<tr><td>② 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業実践者</td></tr>
<tr><td>③ 信州の環境にやさしい農産物認証者</td></tr>
<tr><td>④ みどり認定者</td><td rowspan="2">加点なし</td></tr>
<tr><td>⑤ エコファーマー制度認定者</td></tr>
<tr><td>肥料費割合</td><td>肥料価格高騰の影響度</td><td>直近決算書の経費に占める肥料費の割合を評価点とする
（肥料費/経費×100＝評価点）</td><td>左記計算による</td></tr>
</table>

※　最も評価点が高い申請者区分を１つ採用する（重複加点はなし）